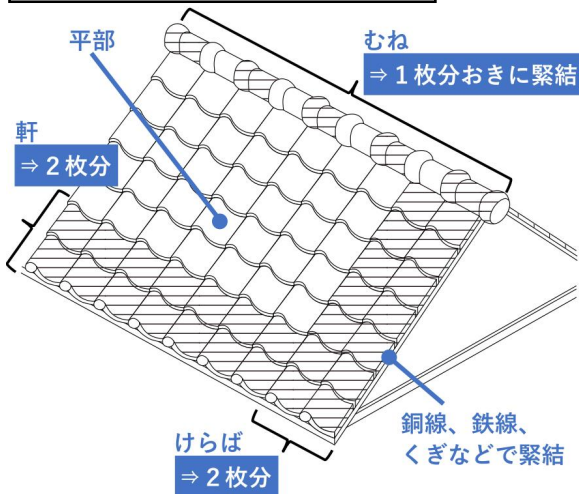


瓦屋根の耐風診断および耐風改修にかかる費用を支援します。

近年、強い台風の上陸により、建築物の瓦が脱落、飛散するなどの大きな被害が発生しています。このような被害を防ぐために、令和4年1月から瓦の緊結方法等を定める基準が改正されました。

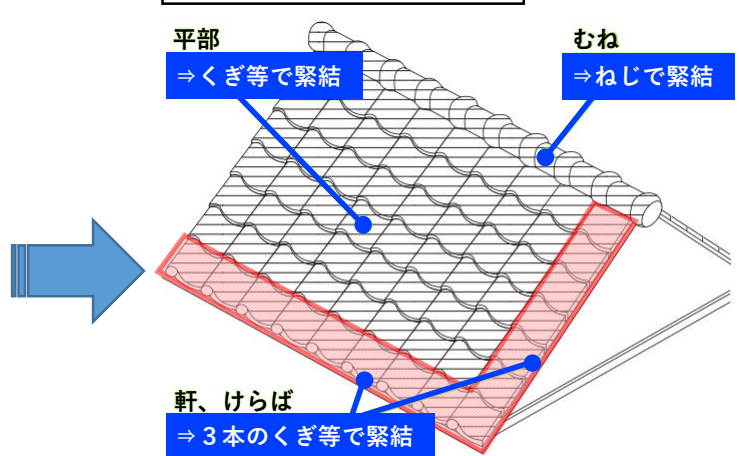
1 改正の概要

令和3年12月31日まで



網掛け部の瓦が緊結対象

令和4年1月1日から



全ての瓦が緊結対象

くぎ：容易に抜け出さないように加工したものに限り。

2 補助の対象となる費用 ※補助は2種類あります。

耐風診断

最大 **2万1千円** 補助
(耐風診断費(税抜)の2/3の額)

有資格者等(かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士、又は建築士等)が瓦の緊結方法等を定める基準に適合しているか診断

耐風改修

最大 **55万2千円** 補助
(工事費(税抜)または屋根面積(m²) × 2万4千円のいずれか低い額の2-3%の額)

耐風診断の結果、基準に不適合と判断された瓦屋根の**全て**を、基準に適合する瓦屋根、スレート屋根や金属屋根等に葺き替える(**全面改修**する)もの

3 申込受付期間

令和7年6月2日(月)～令和7年10月31日(金)

- ・申請受付は『**先着順**』とし、予算額に達し次第終了します。
- ・**令和7年11月28日(金)**までに**完了実績報告書の提出**ができるものに限り。

4 補助の対象となる建築物

耐風診断

次の全ての要件に該当するもの

- ・宮崎市内に存するもの
- ・令和3年12月31日以前に着工された建築物で、屋根が粘土瓦またはプレスセメント瓦葺きのもの
- ・建築物に明らかな法令違反のないこと

耐風改修

次の全ての要件に該当するもの

- ・上記の耐風診断の要件に該当するもの
- ・耐風診断の結果、瓦の緊結方法等を定める基準に適合していないと診断されたもの

5 補助の対象者

次の全ての要件に該当するもの

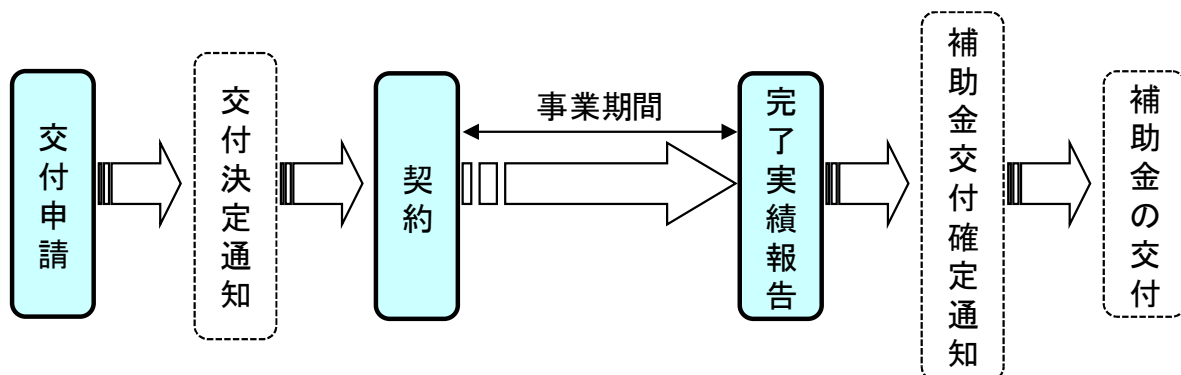
- ・上記の補助の対象となる建築物の所有者、管理者または、占有者（管理者、占有者の方は、所有者からの同意書が必要となります。）
- ・市税の滞納がないこと
- ・宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者ではないこと

6 注意事項

- ・耐風診断と耐風改修それぞれ交付申請が必要となります。
- ・瓦屋根を**部分改修**するものについては、**補助の対象となりません。**
- ・**交付決定の前に契約、着手した場合は、補助の対象となりません。**

7 申請の流れ

申請手続き(: 申請者、 : 宮崎市)



詳しくは市ホームページへ

宮崎市 瓦屋根

検索



問い合わせ先

宮崎市建築行政課 環境建築係

電話：0985-21-1813